軽犯罪検定　第５回

2007kanekolabo&Idem

問題：次に挙げる行為は適法か　[適法→○　違法→×]

①自転車に乗りながら携帯電話で友達と話した。

②就職活動で学歴を詐称した。

③公園で野球をした。小さめの公園だったので場外ホームランを連発した。

④道端でケンカが始まった。交番に駆け込んだが、ただのケンカでは警官はすぐに来てくれないと思い、「殺し合いが始まった」と誇張して言った。

⑤買い物をし、おつりとして5000円札一枚を受け取った。家に帰って確認したら5000円札ではなく1万円札だった。店に連絡するのも面倒だったのでそのままいただいた。

解答

2007kanekolabo&Idem

① ○（△）　→道交法71条5の5

携帯での運転禁止の基本は自動車・原付が対象。しかし、手放し運転をして規制の対象。特に板橋区、埼玉県、広島県等は条例で禁止。

② ○　→労働法

「犯罪」にはなりません。ただ内定を取消されても文句は言えません。

③ ×　→軽犯罪法1条11号

場外HRが連発するような狭い場所での野球は罪になります。

④ ○　→軽犯罪法1条16号

少しくらいの「虚構」では本号には該当しません。

⑤ ×　→刑法246・254条

もらうときに気づいたら詐欺、後で気づいたら遺失物横領になります。